

SNS等を活用した相談支援事業に係る業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市では、出産・子育て応援事業において、伴走型相談支援と経済的支援（出産・子育て応援給付金）を一体的に実施し、全ての妊婦等が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して、身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につないでいる。

さらに、「SNS等を活用した相談支援事業」を開始し、オンライン面接や随時相談を実施することにより、更なる伴走型相談支援の充実を図ることを目的としている。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

SNS等を活用した相談支援事業に係る業務委託

(2) 委託内容

仕様書（別紙1）のとおり

(3) 委託期間

令和5年1月1日から令和6年3月31日まで

(4) 相談支援事業実施期間

令和5年12月1日（予定）から令和6年3月31日まで

(5) 委託金額の上限

3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

上記金額には、相談支援事業の12月からの運用経費4か月分（月額660,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限）及び相談支援事業の準備費用等、業務の提供に当たり発生する全ての費用を含むものとし、委託業務の終了後、受託者の請求により支払うものとする。

ただし、相談支援事業開始日については令和5年12月1日（予定）としているが、進捗状況によって遅れる場合、本市と協議のうえ相談支援事業開始日について決定する。その場合においても必ず12月1日から12月28日までの間に開始がされること。

なお、相談支援事業開始日が遅れた場合の12月の運用経費については、1か月の運用経費を業務の実施日数に応じて日割計算を行った金額とする。（1,000円未満切り捨て）。

3 参加資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、過去3年間に他の自治体等においてSNS等を活用した相談支援に関する事務を受託した実績があるものとする。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること

ア 参加申込日から参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

イ 本件プロポーザルに参加しようとする個人、法人の代表者若しくは個人又は法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件プロポーザルに参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

ウ 代表者、役員、又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があつたと

して逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

エ 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

オ 本事業の主旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。

(2) (1)に該当せず、かつ、次のアからクに掲げる条件を全て満たす者

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 法人税又は所得税及び消費税の滞納がないこと。

エ 京都市の市民税及び固定資産税の滞納がないこと。

オ 京都市の水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと。

カ 法令の規定により、当該営業について、免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。

キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

ク (1)イ、ウ、エ、オに掲げる条件を満たすこと。

4 提出資料

(1) 参加表明書等の提出

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式1）

(イ) 会社概要がわかる書類（パンフレット等）

イ 提出期限

令和5年10月10日（火）午後5時まで

ウ 提出方法及び提出部数

持参又は郵送：原本1部、コピー5部

メール：電子データ1部（ただし、全てPDF形式とする。）

エ 提出場所

「10 問合せ先及び提出先」参照

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

様式は問わないが、全て大きさはA4サイズとする。

(ア) 実績調書

過去3年間に他の自治体においてSNS等を活用した相談支援に関する事務を受託した実績や累計での導入実績自治体数を記載すること。

(イ) 企画提案書

仕様書（別紙1）の内容を踏まえ、①企画提案者の概要（会社案内等）、②企画提案、③本業務の実施体制、④保守、セキュリティ要件に関する内容等について分かる資料を提出すること。

（ウ） 見積書

「2 委託業務の概要」に定める「(4) 委託金額の上限」の範囲内で、導入経費（イニシャルコスト）と事務費を含む運用経費（ランニングコスト）に係る1か月当たりの費用の内訳を明確にすること。

（エ） 「3 参加資格」(2)に該当する参加希望者は、以下の書類を合わせて提出すること。

- ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）※申請3か月以内に発行されたもの（原本）
- ・ 納税証明書「その3の3」（国税）※申請3か月以内に発行されたもの（原本）
- ・ 納税証明書（市・府民税、固定資産税）※申請3か月以内に発行されたもの（原本）
(本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする)
- ・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）（様式2）（本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする）
- ・ 「3 参加資格」(2)を証明する免許等
- ・ 京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書（様式3）

イ 提出期限

令和5年10月20日（金）午後5時まで

ウ 提出方法及び提出部数

持参又は郵送等：原本1部、コピー5部

メール：電子データ1部（ただし、全てPDF形式とすること。）

エ 提出場所

「10 問合せ先及び提出先」参照

（3）企画提案書等の無効

企画提案書等が次に掲げる場合に該当する場合には、参加の対象外とし、電子メールもしくは書面によりその旨を通知する。

ア 「3 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

ウ 提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 見積金額が記載されていない場合又は記載された見積金額が委託金額の上限価格を超える場合

（4）注意事項

ア この公募において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 応募書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

ウ 応募書類に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

エ 応募書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。ただし委託事業者の決定の

公表等に必要な場合には、京都市は書類の内容を無償で使用できるものとする。また、応募書類については、京都市情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがある。

- オ 応募書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- カ 応募書類は、明らかな誤字脱字等で本市の承認を得た場合以外で、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- キ 提出書類の返却は行いません。
- ク 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- ケ 電子データによる提出時、容量の関係で本市側が受信できない場合がある。その場合は、「10問合せ先及び提出先」の担当者宛に連絡すること。

5 本件に関する質問及び回答

(1) 質問の資格

本要領に対して質問ができるのは参加表明書を提出した者に限る。

(2) 質問方法

質問は、「10 問合せ先及び提出先」に記載のメールアドレスに、「SNS等を活用した相談支援に係るプロポーザルの質問」と件名を記入したうえで、電子メールで提出すること。電話での質問は一切受け付けない。

(3) 提出期限

令和5年10月11日（水）午前9時～令和5年10月13日（金）午後5時

(4) 回答

令和5年10月18日（水）までに、参加表明書の提出があった者全員に対して、質問事項及びその回答を電子メールで通知する。

なお、回答内容については、本要領の追加又は修正とみなす。

6 選定について

(1) 選定方法

選定は本市職員等で構成する審査委員会を設置し審査を行う。選定の対象は、企画提案書等の提出者（無効となったものを除く。以下「提案者」という。）とし、選定にあたっては、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションに基づき、提案者の業務実施能力を審査して最も優れた提案があった者を受託候補者に決定する。提案者が1者の場合においても、審査委員会での協議により総合的に評価の高い提案を行ったと判断すれば、受託候補者に決定する。

(2) プrezentation

ア 実施日

令和5年10月27日（金）午前

（時間等詳細についてはプレゼンテーション対象となる提案者に別途通知する。）

イ 実施場所

原則、オンラインにて実施する。対面による実施の場合は京都市役所周辺の会議室で行う。

ウ 内容

説明時間は20分以内とし、質疑応答時間は10分程度とする。

エ 参加表明者が多数の場合の取扱い

「4 提出資料」の内容を用いてプレゼンテーション対象となる提案者の選考を行う場合がある。この場合、「7 審査基準」により書類審査を行う。書類選考の結果、プレゼンテーション対象とならなかった提案者に対しては、電子メール及び書面により通知する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に電子メール及び書面により通知するとともに、本市ホームページに公開する。

7 審査基準

得点が合計点（100点）の6割（60点）以上となった提案の中から順位を決定し、第1順位となつた事業者を受託候補者に選定する。

評価項目	評価基準	配点
方針及び基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none">本市が掲げる方針を踏まえた提案がされている。委託業務の運営・管理内容が具体的に理解・検討され、それに基づいた考え方方が明確かつ現実的に示されている。	20
実施内容	<ul style="list-style-type: none">円滑に業務を実施できるよう実施方法や手段、時期等が明確に示されている。示された内容、手段、実施時期などを実現するための考え方や手段が具体的に提案されている。その他、上記以外で追加提案がされている。	20
実施体制及び運営	<ul style="list-style-type: none">委託業務の業務量が具体的に検討され、現実的な体制が示されている。適切な相談対応を行うことのできる専門的な知識を持つ人員及びシステムに精通した人員等の確保が提案されている。 ※ 医師が相談対応を行う体制が提案されている場合、得点を加算する。業務の遂行にあたって、労働基準法や最低賃金法等の労働法規が遵守されている。その他、上記以外で追加提案がされている。	20
個人情報等の保護について	<ul style="list-style-type: none">個人情報（特定個人情報を含む。）の取扱いに係る考え方方が明確かつ適切であり、実現するための手段が具体的に提案されている。危機管理（未然の防止や、事象発生後の適切な対処及び再発防止の措置を含む。）を踏まえ、具体的かつ現実的な個人情報の取扱いが検討され、示されている。その他、上記以外で追加提案がされている。	20
類似業務に関する実績	<ul style="list-style-type: none">過去に類似業務を受注し、円滑に実施した実績を有している。再委託による業務については、実績として認めない。	10

費用見積額	・ より安価な見積額を提示した提案者を評価する。	10
	合計	100

8 契約について

(1) 基本事項

受託候補者の選定後、委託内容、契約金額等については受託候補者と協議を行い、合意に達した場合に契約を締結する。受託候補者が、契約内容に合意できない場合は、審査の結果の順位に従つて協議を行う。

なお、以下の要件に該当する場合は、選定を取り消す。

- ア 応募資格を有すると偽った場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 委託内容経費等について協議不調の場合

(2) 契約期間

令和5年1月1日（水）から令和6年3月31日（日）

(3) 再委託について

受託候補者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託することはできない。また、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に本市に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を通知し、その承認を得なければならない。

さらに、その場合、当該再委託先に対し、仕様書に定める受託候補者の義務と同等の義務を負わせるとともに、本市に対して、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

9 スケジュール（予定）

日程	内容
令和5年10月10日（午後5時まで）	参加表明書受付締切
令和5年10月13日（午後5時まで）	質問受付締切
令和5年10月20日（午後5時まで）	企画提案書受付締切
令和5年10月27日（午前）	プレゼンテーション
令和5年10月31日	受託者決定
令和5年11月1日	業務委託開始
令和5年12月1日	相談支援事業開始

10 問合せ先及び提出先

〒604-8171

京都市中京区烏丸通り御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課 母子保健担当：(藤原、古川)

電話：075-746-7625 FAX：075-251-1133

メール：kodomokateisien@city.kyoto.lg.jp